

WAON POINT 加盟店規約

第1章 総則

第1条 (WAON POINT 加盟店規約等)

1. WAON POINT加盟店規約（以下「本規約」という。）は、WAON POINT加盟店（以下「甲」という。）とイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「乙」という。）との間のWAON POINT付与加盟店契約及びWAON POINT利用加盟店契約（第2条で定義する。以下総称して「本契約」という。）の内容となるものであり、甲及び乙はその旨合意する。ただし、甲及び乙が本規約と異なる内容の合意をすることは妨げられない。
2. WAON POINT加盟店になろうとする事業者は、本規約等の内容を承認のうえ、本規約に従って、乙所定の申込書（以下「本申込書」という。）に必要事項を記載して乙に提出することで、本契約の申込みをすることができる。
3. 前項の申込みを乙が承諾したとき、本規約に従って、前項の事業者と乙との間で本契約が成立し、前項の事業者はWAON POINT加盟店となる。
4. 甲は、本規約及び第1項但書の合意等に従って、WAON POINT加盟店として事業を行う。

第2条 (用語の定義)

本規約において使用する用語の定義は、本規約において別に定義する場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 「WAON POINT」 WAON POINT 発行者から WAON POINT 会員に付与される電子情報であって、WAON POINT 会員が WAON POINT サービスを受けるために利用等することができるもの
- (2) 「WAON POINT サービス」 WAON POINT 発行者が WAON POINT 会員に対して提供する WAON POINT サービス規約で定めるサービス
- (3) 「WAON POINT サービス規約」 WAON POINT 会員に適用される約款及びこれに付随する特約の総称
- (4) 「WAON POINT 会員」 WAON POINT 対象カード等をお持ちのお客さまのうち WAON POINT 発行者所定の手続きにより WAON POINT 発行者に対して氏名、住所、その他 WAON POINT 発行者所定の事項を届け出ることにより会員登録を行った者（WAON POINT 発行者が指定する所有者情報登録済み WAON カード等及びイオンカード等の保有者を含む）。ただし、WAON POINT サービス規約に基づき会員登録を行うことなく、WAON POINT サービスを利用することができる場合は、本規約の「WAON POINT 会員」は「WAON POINT 対象カード等をお持ちのお客さま」と読み変えるものとする。
- (5) 「WAON POINT 対象カード等」 WAON POINT カード等、所有者情報登録済み WAON カード等及びイオンカード等の総称
- (6) 「WAON POINT カード等発行者」 WAON POINT 対象カード等を発行・提供する事業者
- (7) 「WAON」 イオン株式会社が管理運営する電子マネー

- (8) 「WAON POINT カード等」 WAON POINT 会員が現金又は WAON POINT 発行者所定の決済方法で WAON POINT 付与対象取引を行った場合に WAON POINT を付与する WAON POINT 発行者所定のカード及び携帯電話アプリケーションソフト、その他 WAON POINT 会員を識別するための番号等の総称
- (9) 「WAON カード等」 WAON を記録することができるカード及び携帯電話アプリケーションソフト等の総称
- (10) 「所有者情報登録済み WAON カード等」 WAON カード等のうち WAON カード等の発行者及び WAON POINT 発行者が指定する WAON カード等であって、WAON 発行者所定の方法により所有者情報を登録されたもの
- (11) 「WAON 加盟店」 WAON カード等の保有者が商品の購入、役務の提供その他の取引において金銭等に換えて WAON により代金等の支払い等ができる事業者
- (12) 「イオンカード等」 株式会社イオン銀行が発行するクレジットカード及びデビットカード（ただし、WAON POINT サービスの対象カードは WAON POINT 発行者の承諾を得たものとする。）
- (13) 「WAON POINT 付与加盟店契約」 WAON POINT 付与取引を行うために事業者が締結しなければならない乙との契約
- (14) 「WAON POINT 利用加盟店契約」 WAON POINT 利用取引を行うために事業者が締結しなければならない乙との契約
- (15) 「WAON POINT 利用加盟店」 WAON POINT 利用加盟店契約を乙と締結した事業者
- (16) 「WAON POINT 付与加盟店」 WAON POINT 付与加盟店契約を乙と締結した事業者
- (17) 「WAON POINT 加盟店」 WAON POINT 利用加盟店又は WAON POINT 付与加盟店に該当する事業者
- (18) 「WAON POINT マーク」 WAON POINT カード等、WAON POINT 加盟店その他 WAON POINT サービスに係るものに使用される商標
- (19) 「WAON POINT 取扱店」 本契約に基づき、甲が指定し、乙が承認した WAON POINT 取引を行う甲の店舗又は施設（なお、WAON POINT 加盟店との間で WAON POINT 加盟店所定の出店契約を締結して WAON POINT 加盟店の店舗又は施設に出店しているものであって、WAON POINT の利用に同意したのも含む。）
- (20) 「WAON POINT システム」 WAON POINT 取扱店に設置される WAON POINT 利用取引又は WAON POINT 付与取引を行う際に必要となる電子情報を処理するためのソフトウェアであり、①基本ソフトウェア、②追加ソフトウェアから構成されるもの。
- (21) 「WAON POINT 利用取引」 WAON POINT 会員が金銭等に換えて WAON POINT により WAON POINT 利用加盟店に対する代金等の支払い等ができる WAON POINT 会員と WAON POINT 利用加盟店との間の取引
- (22) 「WAON POINT 付与取引」 WAON POINT サービス規約に従って WAON POINT が WAON POINT 会員に付与される WAON POINT 会員と WAON POINT 付与加盟店との間の取引
- (23) 「WAON POINT 取引」 WAON POINT 利用取引又は WAON POINT 付与取引に該当する取引の総称
- (24) 「WAON POINT 利用取引金額」 1回の WAON POINT 利用取引によって消費された WAON POINT 会員の WAON POINT を現金に換算した金額（原則 1 ポイント＝1 円で換算されるも

のとする。)

- (25) 「WAON POINT ブランドオーナー」 WAON POINT に係る知的財産権を管理するイオン株式会社
- (26) 「ボーナスポイント」 特定の商品又は特定の期間における WAON POINT 付与取引に関し通常の WAON POINT に加えて付与される WAON POINT 及び来店ポイント等の WAON POINT 付与取引によらずに付与する WAON POINT

第3条 (WAON POINT 付与加盟店契約)

- 1. WAON POINT 付与加盟店契約の締結を希望する事業者は、本申込書の「ポイント付与」又は「ポイント付与、利用」の欄にチェック（「」を指す。以下同じ。）を入れることにより、乙に対し、WAON POINT 付与加盟店契約の申込みをしなければならない。ただし、いずれにもチェックがない場合は、「WAON POINT 付与加盟店契約のみ締結を希望する。」にチェックしたものとみなし、いずれにもチェックがあった場合は「WAON POINT 付与加盟店契約及び WAON POINT 利用加盟店契約の締結を希望する。」にチェックしたものとみなし、この場合は次条第1項の申込みがあったものとみなす。
- 2. 前項の事業者は、本規約（WAON POINT 付与加盟店契約のみを申込み事業者については第2章の規定を除く。以下同じ。）及び WAON POINT サービス規約その他 WAON POINT サービスに関する約款等の内容等を理解し承認した上で、前項の申込みをするものとする。
- 3. 乙が、第1項の申込みを承諾した場合は、甲乙間に WAON POINT 付与加盟店契約が成立し、同項の事業者は、WAON POINT 付与加盟店となり、本規約に従って、第6条に基づき届け出た WAON POINT 取扱店において WAON POINT 付与取引を行うことができる。
- 4. WAON POINT 付与加盟店契約の内容は本規約に定めるとおりとする。

第4条 (WAON POINT 利用加盟店契約)

- 1. WAON POINT 利用加盟店契約の締結を希望する事業者は、本申込書「ポイント付与、利用」の欄にチェックを入れることにより、乙に対し、WAON POINT 付与加盟店契約の申込みをしなければならない（前条第1項で WAON POINT 付与加盟店契約のみを締結した後、甲及び乙が別途 WAON POINT 利用加盟店契約の締結することを妨げる趣旨ではない。）。ただし、以下の各号のいずれかに該当する事業者に限り申込みをすることができるものとし、これに該当しない事業者の申込みは無効とする。
 - ① 本項の申込みと共に前条第1項の申込みを行った事業者
 - ② WAON POINT 付与加盟店契約を締結している事業者
 - ③ 乙が本項の申込みすることを許可（第3項の承諾とは異なる）した事業者
- 2. 前項の事業者は、本規約（第3章の規定を除く。）及び WAON POINT サービス規約その他 WAON POINT サービスに関する約款等の内容等を理解し承認した上で、前項の申込みをするものとする。
- 3. 乙が、第1項の申込みを承諾した場合は、甲乙間に WAON POINT 利用加盟店契約が成立し、同項の事業者は、WAON POINT 利用加盟店となり、本規約に従って、第6条に基づき届け出た WAON POINT 取扱店において WAON POINT 利用取引を行うことができる。
- 4. WAON POINT 利用加盟店契約の内容は本規約（第3章の規定を除く。）に定めるとおりとする。

る。

第5条（問い合わせ等）

甲は、本規約に別段の定めがある場合を除き、WAON POINT サービス、WAON POINT 付与対象取引及び WAON POINT 利用取引に関する問い合わせは、乙に対して行うものとする。

第6条（WAON POINT 取扱店）

1. 甲は、WAON POINT 取扱店として指定する店舗又は施設を、乙所定の書面又は電子記録媒体をもって乙に届け出をして、乙から事前承認を得なければならない。また、WAON POINT 取扱店の追加又は取消しについても同様とする。なお、甲は、乙が認めたときは、店舗又は施設単位でこの届け出をすることができる。
2. 甲は、WAON POINT 会員が WAON POINT 取扱店であることを容易に認識できるように、WAON POINT マークを WAON POINT 取扱店に掲示するものとする。
3. 甲は、自らが届け出た WAON POINT 取扱店の WAON POINT 取引等に関して、本契約に従って乙及び WAON POINT 会員に対する責任を負うものとする。

第7条（WAON POINT システムの対応）

1. 甲は、その費用と責任において乙の指定に基づき、WAON POINT 会員が WAON POINT サービスを利用するために必要な措置（ネットワークの構築、POS レジ及び CCT への WAON POINT システムの導入等）をとらなければならないものとする。
2. 乙は、甲から WAON POINT システム利用の申込みがあった場合、甲に対して、WAON POINT システムの利用を有償で許可する。ただし、乙が、利用の必要性を認めない場合又は甲の WAON POINT システムに対する管理体制が万全ではないと判断した場合は、この限りではない。
3. 乙が甲に対して WAON POINT システムを利用するための端末を貸与する場合には（以下、乙から甲に貸与された端末を「WAON POINT システム端末」という。）、甲は WAON POINT システム端末1台につき、本申込書で定める金額を1ヶ月の端末賃料として乙に支払うものとする。
4. 端末賃料の甲から乙への支払は、当月1日から当月末日までを1ヶ月とし、甲は、当月分を翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに乙が指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は甲の負担とする。また、端末賃料の算定期間が1ヶ月に満たない場合は、日割りにて端末賃料を算出するものとする。
5. 甲は、乙が甲に貸与する WAON POINT 端末台数を別途、乙宛に提出するものとする。なお、甲が WAON POINT 端末の増設又は撤去による貸与台数の変更を希望する場合には別途、変更届を乙宛に提出するものとする。
6. 甲は、WAON POINT 端末の設置日を含む月の翌月から60ヶ月の間、第2項に定める WAON POINT 利用料を支払うものとし、WAON POINT 端末の設置日を含む月および WAON POINT 端末の設置日の翌月から61ヶ月目以降の WAON POINT 利用料は無償とする。
7. 前各項に定めるもののほか、第1項から第4項に基づき甲が利用する WAON POINT システムの利用料及び WAON POINT システム導入等に係る費用等の負担等については、甲乙それぞれの故意または重大な過失により生じたものの費用等を除き甲乙で協議して定めるものとする。

8. 乙は、甲に対して、本契約が終了した場合、WAON POINT システムのメンテナンスが必要な場合、甲が本契約に違反した場合その他乙が必要であると判断した場合に、WAON POINT システム端末の返還、WAON POINT システムの利用停止、その他乙が必要と考える措置を求めることができ、甲はこの求めに誠実に応じなければならない。
9. 本契約に基づき甲に付与された権限を除き、WAON POINT システム及び WAON POINT システム端末の所有権、著作権及び特許権等の知的財産権並びにその他 WAON POINT システムに関する一切の権利は乙その他第三者に帰属し、甲には帰属しない。
10. 甲が前項に規定される乙その他第三者の権利を侵害した場合、甲は、当該権利者に生じた損害を賠償しなければならない。
11. 甲は、WAON POINT システム及び WAON POINT システム端末の維持管理について善管注意義務を負う。
12. WAON POINT システム及び WAON POINT システム端末が障害等により使用することができなくなった場合は、直ちに乙に連絡し、乙から別途指示があればそれに従うものとする。
13. WAON POINT システム及び WAON POINT システム端末が利用又は使用することができなくなった場合、甲はその責任と費用をもって修繕及び復旧等をするものとする。
14. 甲は、WAON POINT システム及び WAON POINT システム端末を、WAON POINT 取引及びこれに付随するサービスを実行する目的で使用しなければならない、乙の事前承諾を得ずこれら以外の目的のための使用、譲渡、消去、リバースエンジニアリング等の解析行為、他のポイントの利用等を可能にする改変行為、更新（バージョンアップを含む。）及びその他本規約等で定められた使用方法以外の方法での使用をしてはならない。

第8条（甲の義務等）

1. 甲は、法令、政令、規則その他行政官庁によるガイドライン等並びに WAON POINT サービス規約及び本契約を遵守し、善良な管理者の注意をもって誠実に本契約で定める業務を行う。
2. 甲は、WAON POINT サービスの普及向上のために、乙、WAON POINT 発行者及びそれらの提携先等が、予め甲の承諾を得ることなく印刷物及び電子媒体等に、甲の名称及び所在地を記載することを、異議なく承諾するものとする。
3. 甲は、WAON POINT サービスに関する情報、WAON POINT マーク等を本契約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、またこれらを第三者に使用させてはならないものとする。
4. 甲は、WAON POINT ブランドオーナーが、甲が WAON POINT サービスを提供するために必要な範囲内において、WAON POINT にかかる知的財産（以下、「WAON POINT ブランド」という。）を利用することを許諾するものであることを確認する。
5. 甲は、WAON POINT ブランドオーナーの承諾がない限り、第三者に対し、WAON POINT ブランドの利用を許諾してはならないものとする。
6. 甲は、本契約の定め違反して WAON POINT ブランドを利用してはならないものとする。
7. 甲は、本契約に定める業務を遂行するにあたり、WAON POINT ブランドに対する信頼を損なわないよう留意しなければならないものとする。
8. 甲による業務の遂行に関して第三者の知的財産権等その他の権利を侵害し、または侵害している可能性があるとして WAON POINT ブランドオーナーと第三者との間で問い合わせ、苦情、紛争等が発生したときは、甲は、訴訟費用を含む全ての費用を負担して責任をもって当該紛争等を

処理、解決するものとし、WAON POINT ブランドオーナーを免責せしめるものとする。ただし、WAON POINT ブランドオーナーの責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではない。

9. 甲は、乙に事前に通知した場合を除き、本契約で定める業務の一部又は全部を第三者に委託できないものとする。甲は、本契約で定める業務の一部又は全部を第三者に委託する場合は、当該委託先をして本契約を遵守させるものとし、当該委託先による本契約の違反行為は甲の違反行為とみなし、これによって生じた乙及び WAON POINT 会員に生じた損害を賠償する責任を負う。
10. 甲は、本契約その他本契約に関連又は付随する規約に定められている自己の義務等を、自己の従業員及び前項に基づき業務の一部又は全部を委託する場合はその委託先の従業員に遵守させるものとする。

第9条（届出事項等）

1. 甲は、第6条に基づき乙に届け出た商号・代表者・所在地・WAON POINT 取扱店等に変更が生じた場合は、直ちに乙へ届け出るものとする。
2. 前項の届出がないために、乙からの通知又は送付書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に甲に到着したものとみなすものとし、延着又は未到着によって甲に生じた損害について、乙は一切の責任を負わないものとする。

第10条（地位の譲渡等）

1. 甲は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
2. 甲は、乙に対する債権を第三者に譲渡及び質入れその他の担保設定等の処分をしてはならないものとする。

第11条（情報の開示）

甲は、乙、WAON POINT カード等発行者又は WAON POINT ブランドオーナーが、公的機関等から法令等に基づく開示要求を受けた場合は、第6条第1項又は第9条第1項に基づく届出事項その他 WAON POINT サービスに関する情報を公的機関等に開示する必要があることを予め承諾するものとする。

第12条（守秘義務）

1. 甲乙は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本契約履行に際して知り得た相手方の営業上又は技術上の一切の情報（WAON POINT 会員に関する情報及び WAON POINT の営業上又は技術上の機密を含むがこれらに限られない。以下、本条において「機密情報」という）を機密として保持し、本契約の履行以外の目的に使用し又は第三者に開示し又は漏洩してはならないものとする。
 - ① 適用法令もしくは行政官庁の命令・指示あるいは証券取引所の諸規則に基づき開示が必要とされる場合
 - ② 乙又は乙が相手方並びに、WAON POINT カード等発行者及び WAON POINT ブランドオーナーに対して機密情報を開示する場合
2. 前項の規定にかかわらず、機密情報が以下の各号のいずれかに該当する場合、甲及び乙は本条

に定める機密保持義務を負わないものとする。

- ① 本契約締結時点において既に公知となっていた情報
 - ② 本契約締結後に、自己の義務違反によらずして公知となった情報
 - ③ 本契約締結後に、自己が機密情報に基づかず独自に取得した情報
 - ④ 本契約締結後に正当な権限を有する第三者から、自己が機密保持義務を負うことなく入手した情報
3. 甲は、第 8 条の規定に基づき業務の一部又は全部を第三者に委託をする場合、本条に定める機密保持義務を当該委託先に周知し、かつ必要な管理を行うものとする。
4. 本条の規定は、本契約終了後も効力を有するものとする。

第 13 条（個人情報の守秘義務）

1. 甲は、本契約の履行上知り得た WAON POINT 会員の個人に関する一切の情報及び WAON POINT カード等に関する一切の情報（以下「個人情報等」といい記録・保存媒体を問わない）を秘密として保持し、第三者に提供・開示・漏洩せず、本規約に定める業務の遂行以外の目的に利用しないものとする。
2. 甲が前項の規定に違反して、個人情報等の紛失、漏洩等が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、甲は直ちに乙に報告するとともに、その費用と責任をもって二次被害及びその他の被害の拡大を防止するための適切な措置を講じるものとする。
3. 甲は、個人情報等を滅失・毀損・漏洩等することがないように個人情報保護に関する法律並びに同法律の関係法令及びガイドラインを遵守し、これらに定められる必要な措置を講じるものとする。
4. 甲は、個人情報等をその責任において万全に保管し、本契約が終了した場合は、乙の指示に従い、直ちに返却又は廃棄するものとする。ただし、法令・社内規則等により、甲が当該個人情報等を一定期間保存する必要がある場合は、乙と協議のうえ、その取扱いについて決定する。
5. 甲は、第 8 条の規定に基づき、個人情報等が関係する業務の一部又は全部を第三者に委託する場合には、乙に事前に連絡したうえで、委託先が個人情報保護に関する法律並びに同法律の関係法令及びガイドラインが定める個人データの安全措置を講じている委託先を選定し、当該委託先で個人情報等の安全措置が図られるよう、当該委託先を必要かつ適切に監督しなければならない。
6. 前項の場合、甲は、委託先との間で、本契約で定める個人情報に関する自己の義務と同等の義務を委託先に課し、委託先に遵守させるものとする。
7. 本条の規定は、本契約終了後においてもその効力を有するものとする。

第 14 条（禁止事項）

1. 甲は、次の各号に定める行為を行ってはならない。
 - ① 法令の定め違反する行為又はその恐れのある行為
 - ② 公序良俗に反する行為
 - ③ 消費者の判断に誤解を与える恐れのある行為
 - ④ 乙又は第三者の財産権（著作権及び肖像権その他知的財産権を含む）、名誉、プライバシー権等一切の権利を侵害する行為又はその恐れのある行為

- ⑤ WAON POINT サービスに関する業務の運営、維持を妨げる行為
 - ⑥ 故意に虚偽のデータを送信する行為
 - ⑦ 他の WAON POINT 加盟店の業務の運営、維持を妨げる行為
 - ⑧ 乙が別途禁止行為として指定した行為
2. 甲は、WAON POINT 会員が甲に WAON POINT 取引をすることを申し出た場合、当該 WAON POINT 会員に対して、WAON POINT 取引に応じない又は WAON POINT 取引でない取引と比べて不利な取引条件を適用する等その他 WAON POINT 取引をしない顧客に比べて不利な取扱いをしてはならないものとする。
3. 甲は、本契約及び WAON POINT サービス規約等で定める WAON POINT サービス及び WAON POINT 取引の目的及び内容を理解し、当該目的等に反する行為を行ってはならない。

第 15 条（本契約の変更等）

乙は、本契約の一部又は全部を変更することにより本契約の内容を変更することができる。変更の内容は、乙が甲に対して事前に通知するものとし、本契約の変更の後、甲が本契約で定める業務を行った場合には、甲は本契約及び本契約の変更を承認したものとみなす。

第 16 条（有効期間）

本契約の有効期間は、締結日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 3 か月前までに甲又は乙のいずれかからも書面による解約の意思表示がない場合には、本契約は期間満了の日の翌日からさらに 1 年間延長されるものとし、以降も同様とする。

ただし、WAON POINT 付与加盟店契約が終了した場合は、WAON POINT 利用加盟店契約も終了するものとする。

第 17 条（解約）

1. 甲及び乙は、書面により 3 か月前迄に相手方に対し予告することにより本契約の全部又は一部（一部解約は WAON POINT 利用加盟店契約を解約する場合に限る。第 18 条及び第 22 条第 4 項の規定による解除による場合も同じ。）を解約することができるものとする。
2. 前項により本契約の全部又は一部が終了した場合でも、乙は甲に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他甲に生じた損害について一切責任を負わない。

第 18 条（契約解除）

1. 甲及び乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当するに至った時には、何らの通知催告を要することなく本契約の全部又は一部を直ちに解除できるものとし、これにより損害が生じたときは、相手方にその賠償を請求することができる。
- ① 自ら振出し又は裏書した手形、小切手が不渡りとなったとき
 - ② 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、保全処分その他の強制執行又は滞納処分等を受けたとき
 - ③ 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを受け、又は自ら行ったとき
 - ④ 前三号のほか、信用状態に重大な変化が生じたと判断されたとき

- ⑤ 解散（合併による場合を除く）又は営業停止状態となったとき
 - ⑥ いずれかの当事者に本項各号のいずれかに準ずる事由があると、甲又は乙が判断した場合
2. 乙は、甲が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らかの通知催告を要することなく本契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、甲にその賠償を請求することができる。
- ① 甲が本契約の申込みにあたり、虚偽の申請をしたことが判明したとき
 - ② WAON POINT サービスを不当な目的で利用した、不正な WAON POINT 取引をした又は WAON POINT カード等及び WAON POINT を偽造等したとき
 - ③ 第 38 条で定める WAON POINT 付与費用その他本契約に基づく甲の乙に対する支払債務の全部又は一部の履行を遅滞したとき
 - ④ 甲が故意に第 14 条に定める禁止事項を行っていると乙が判断したとき
 - ⑤ 法令もしくは公序良俗に違反するなど監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける、又は受けるおそれのある行為をしたとき
 - ⑥ 甲の商品等もしくは販売方法等、WAON POINT 会員からの甲に対する苦情等その他の事由により、WAON POINT サービスにかかる当事者として不適切であると乙が判断したとき
 - ⑦ 連絡が取れなくなったとき
 - ⑧ 本契約に違反したとき
 - ⑨ 前項各号及び本項各号のいずれかに準ずる事由があると、乙が判断した場合
3. 甲に第 1 項に掲げる事由の一つが発生した場合、本契約に基づく甲の乙に対する債務は当然に期限の利益を失い、甲は全ての債務を直ちに弁済しなければならない。

第 19 条（契約終了における甲の義務等）

- 1. 第 16 条の更新拒絶の意思表示、第 17 条の解約の予告又は第 18 条及び第 22 条の解除の通知がなされた場合、甲は、速やかに WAON POINT 会員に対して、別途乙が定める内容及び方法により、解約に伴う WAON POINT サービスの終了等の告知を速やかに実施し、本契約が終了するまでこれを継続するものとする。
- 2. 前 3 条及び第 22 条第 4 項の規定により本契約が終了したときは、甲は、直ちに WAON POINT 取扱店に設置した WAON POINT マークを取りはずすとともに、WAON POINT 会員に対して、別途乙が定める内容及び方法により WAON POINT サービス終了等の告知を速やかに実施し、本契約終了後 3 か月が経過する日まで継続する。
- 3. WAON POINT 取引に関する乙と甲との間の債権債務の精算は、本契約終了後も本契約に従って行われるものとし、本契約に従って精算することができない場合は、別途乙が指定する方法で精算を行う。
- 4. 甲は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合、乙が書面で特に承諾した場合を除き、直ちに、乙が甲に交付した WAON POINT サービスに関するデータ、資料、書面その他一切の情報を、乙の指示に従い返却又は廃棄する。
- 5. 甲及び乙は、本終了後も、WAON POINT 会員からのクレーム等の問題が生じないよう相互に協力し最善の措置を講じる。
- 6. 本条で定める契約終了後の措置に関して発生する費用は甲の負担とする。

第20条（商標権等）

1. WAON POINT マークに関する商標権、著作権その他知的財産権はイオン株式会社に帰属し、甲は、WAON POINT マークの無断使用、複製及び加工並びにこれらの権利を侵害し又は侵害しうる行為をしてはならない。
2. 甲は、WAON POINT マークの取り扱いについて、乙の指示に従うものとする。

第21条（損害賠償）

本契約に基づく業務を行うにあたり、甲又は乙が故意又は過失により相手方に損害を与えた場合は、その損害（逸失利益、機会損失及び間接損害は除く）を賠償するものとする。

第22条（反社会的勢力との関係による解除等）

1. 甲は、以下の各号に定める事項を表明し、現在かつ将来にわたって保証するものとする。
 - ① 甲並びに甲の親会社、子会社及び関連会社（以下「甲等」という。）並びに甲等の役員及び重要な地位の使用人又はこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という）が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
 - ② 甲等及び甲等の役員等が、甲等の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
 - ③ 甲等及び甲等の役員等が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - ④ 甲等及び甲等の役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - ⑤ 甲等及び甲等の役員等が自ら又は第三者を利用して、乙に対して、暴力的な行為、法的な責任の範囲を超えて不当な要求行為、脅迫行為をしないこと
 - ⑥ 甲等及び甲等の役員等が自ら又は第三者を利用して、乙に関する風説を流布する行為、乙若しくは乙の名誉又は信用を毀損する行為、乙の業務を妨害する行為をしないこと
 - ⑦ その他前号に準ずる行為しないこと
 - ⑧ 本契約に関する業務の全部又は一部を反社会的勢力に該当する者に行わせないこと
2. 甲は、甲等又は甲等の役員に前項各号に違反する事実が判明した場合には、乙に直ちに通知するものとする。
3. 乙は、甲等に第1項各号に違反する事実が具体的に疑われる場合、当該事項に関する報告を求めることができるものとし、甲は報告を求められた場合、合理的な期間内に当該事項に関する報告を行うものとする。この場合、乙は、何らの通知催告を要することなく、本契約に基づく甲への支払いを留保できるものとし、乙は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。
4. 乙は、甲が本条の規定に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙は、本契約を解除するか否かにかかわらず、本契約に基づく甲への支払いを拒絶することができるものとする。
5. 前項に限らず解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。なお、乙は、前項の規定により本契約を解除したことにより甲に生じた損害については、一切賠償する責任を負わないものとする。

第23条（準拠法）

本契約に関する準拠法は全て日本国法が適用されるものとする。

第24条（合意管轄裁判所）

甲及び乙の間に訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第25条（協議事項）

本契約に関し解釈上の疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が双方協議のうえ、誠意をもって対処するものとする。

第2章 WAON POINT 利用加盟店

第26条（WAON POINT 利用取引の開始日）

甲（本章において甲とは「WAON POINT 利用加盟店」のことをいう。）は、乙との間で WAON POINT 利用加盟店契約が成立することにより、乙が別途定める日を開始日として、本規約に従って WAON POINT 利用取引ができ、次条に定める対象取引に関して WAON POINT 会員が WAON POINT サービス規約に基づき WAON POINT の利用を申し出たときは、次条以下の定めに従い、これに応じるものとする。ただし、WAON POINT と甲の商品又は役務との交換の委託は、2023年9月30日までとする。

第27条（WAON POINT 利用取引）

1. 甲は、WAON POINT 会員に対して、自己の商品等の提供をする又はした場合（以下「対象取引」という。）、WAON POINT 会員から WAON POINT カード等の提示を受け、対象取引の代金を WAON POINT により支払う旨の申し出があった場合、WAON POINT サービス規約及び本契約の定めに従い、正当かつ適法に WAON POINT 利用取引を行うものとする。ただし、対象取引が第29条第1項に規定される取引である場合はこの限りではない。
2. 前項の申し出があった場合（前項ただし書の場合を除く。）、甲は、商品等の代金（税金、送料等を含み、以下「取引代金」という）に関する電子情報（以下「WAON POINT 利用取引情報」という）を、WAON POINT システムにアクセスできる機器により、乙の指定する情報処理センターに送信しなければならない。乙の指定する情報処理センターが WAON POINT 利用取引情報を受信し、正常に処理がされたときに、WAON POINT 利用取引によって支払われる取引代金の金額が確定するものとし、WAON POINT 会員の保有する WAON POINT は、1円につき1ポイントの割合で取引代金に充当され消滅し、消滅した WAON POINT に応じて WAON POINT 会員の甲に対する取引代金支払債務が消滅するものとする。
3. WAON POINT の残高不足等により前項で取引代金債務が全て消滅しなかった場合は、甲は、自己の責任において、残存する取引代金を WAON POINT 会員から回収しなければならず、乙は、回収できなかった場合に生じる甲の損害等について一切責任を負わない。
4. 甲は、WAON POINT 利用取引にあたっては、WAON POINT 会員に対し、当該 WAON POINT 利用取引の取引代金及び取引後の WAON POINT の残高をレシート表記等により明示するものと

する。

5. 甲は、WAON POINT 会員の WAON POINT を換金してはならない。
6. 甲は、WAON POINT 利用取引を行った場合、WAON POINT 会員に対し、直ちに商品等の引渡し又は提供を行うものとする。ただし、直ちに商品等の引渡し又は提供を行うことができない場合は、WAON POINT 会員に書面をもって引渡し時期等を明示するものとする。
7. 甲は、第 1 項の定めに関わらず、以下の取引に対して、WAON POINT 利用取引を用いてはならない。
 - ① 売掛金の精算（現に行う取引の代金の支払を除く）
 - ② 分割決済
 - ③ 公序良俗に反するおそれのある取引

第 28 条（WAON POINT 利用取引の円滑な実施）

1. 甲は、前条、次条及び第 30 条に定める場合を除き、正当な理由なく WAON POINT 利用取引を拒絶してはならない。
2. 甲は、WAON POINT 利用取引により販売又は提供した商品等に関する一切の責任を負担するものとし、WAON POINT 会員から苦情、相談を受けた場合、甲と WAON POINT 会員の間において紛議が生じた場合には、誠実な対応をもって適切かつ迅速にその解決にあたるものとする。
3. 甲は、乙から依頼があった場合、WAON POINT 会員との WAON POINT 利用取引の状況等の調査に誠実に協力するものとし、かかる調査に要した費用負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第 29 条（WAON POINT の取扱禁止等）

1. 甲は、WAON POINT 会員から WAON POINT 利用取引を求められたときであっても、以下の各号のいずれかに該当する場合は、WAON POINT 利用取引を行ってはならないものとする。
 - ① 有価証券及び金券並びに別途乙が定める商品等に係る取引である場合
 - ② 提示された WAON POINT カード等について乙より無効である旨の通知があった場合
 - ③ WAON POINT 利用取引を行うに際し通常期待される注意義務に照らして明らかに偽造、変造若しくは破損と判断できる WAON POINT カード等を提示された場合、又は WAON POINT 会員が承知していたか否かに拘わらず WAON POINT カード等又は WAON POINT が違法又は不正な方法により取得されたと判断できる場合
 - ④ システムやネットワークの障害時、又はシステムの保守管理に必要な時間その他やむを得ない事由により、乙が WAON POINT 利用取引を行わないものと甲に通知した場合
2. 前項の場合、甲は、乙が指定する手続に従って提示された WAON POINT カード等の取扱いを行うものとする。

第 30 条（WAON POINT カード等の利用不能）

1. WAON POINT カード等の破損、WAON POINT システム又は WAON POINT システム端末等の WAON POINT 利用取引に必要な機器の故障、停電その他のやむを得ない事由により、WAON POINT 利用取引ができない場合、甲は、WAON POINT 会員にその旨を告げ、現金その他の方法により WAON POINT 会員と取引代金の決済を行うものとする。なお、WAON POINT 利用取引

に必要なシステムやネットワーク障害時には、甲及び乙は速やかな復旧に向けて協力し合うものとする。

2. 前項の場合、乙、WAON POINT 発行者及び WAON POINT カード等発行者は、故意又は重大な過失がない限り、甲に対して損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。

第 3 1 条（電子的情報の送受信）

甲は、WAON POINT 利用取引にあたっては、WAON POINT システムにアクセスできる機器に取引代金を入力する等、乙が指定する通信手段・手順等により、WAON POINT 利用取引情報を乙に送信し、又、乙から WAON POINT 利用取引に関するネガデータ等を受信するものとする。

第 3 2 条（WAON POINT 利用取引精算金の支払い）

1. 乙は、当月 1 日から当月末日までの期間の甲の WAON POINT 利用取引金額（以下「WAON POINT 利用取引精算金」という）を、翌月 25 日（同日が金融機関の休業日にあたる場合は前営業日）に甲指定の金融機関口座に振り込むことにより甲に対して支払う。振込みに係る手数料は乙の負担とする。
2. 乙は、別途意思表示をしなくとも、前項の支払期日において、乙の甲に対する前項の WAON POINT 利用取引に関する債務及びその他債務と、甲の乙に対する本契約、クレジットカードに関する加盟店契約及び電子マネーに関する加盟店契約に基づく債務並びにその他一切の債務とを相殺することができ、相殺後も前項の支払債務が残存するときは、乙は、甲に対して、前項に基づいて相殺後の WAON POINT 利用取引精算金の残額を支払う。
3. 乙は、甲に対して、WAON POINT 利用取引精算金を毎月 10 日迄に書面又は記録媒体、データ伝送にて通知する。
4. 甲は、乙から第 3 項に基づく通知がされた際には、直ちにその記載内容を確認するものとする。第 27 条第 2 項の規定にかかわらず、甲は、通知を受領した日から 7 日以内に通知の内容について乙に対して異議の申し出をすることができ、甲からかかる期間内に異議の申し出があった場合は、直ちに甲乙間で対応を協議したうえ、必要に応じて精算するものとする。なお、甲が通知を受領した日から 7 日以内に異議の申し出がない場合には、乙は、甲が通知の内容を異議なく承認したものとみなすことができる。

第 3 3 条（偽造及び変造された電子的情報の取扱い等）

1. 甲は、偽造変造、紛失、盗難、違法又は不正な方法により取得された WAON POINT カード等若しくは WAON POINT の使用その他不正な取引（以下「不正取引」という。）に基づいて WAON POINT 利用取引が行われる又は行われたことを認識した場合は、直ちに乙に通知するとともに、当該不正取引の取扱いについて、乙と協議のうえ対処するものとする。この場合、甲は、取消しに関する電子情報を WAON POINT システムにアクセスできる機器により、乙の指定する情報処理センターに送信することで、WAON POINT 利用取引の取消し処理を行うものとする。
2. 甲が前項に違反した場合、乙は、WAON POINT 利用取引精算金の内、不正取引に係る WAON POINT 利用取引金額について、その支払義務を免れ、同金額を既に支払っている場合は、次回以降の WAON POINT 利用取引精算金から同金額を差し引くことができるものとする。

3. 甲が重大な過失により不正取引を認識できなかった場合及び甲又は甲の従業員その他甲の業務を行うものが、故意又は過失により、不正取引に関与をした場合も、前項と同様とする。
4. 紛失・盗難された WAON POINT カード等が使用された場合、又は、偽造・変造された WAON POINT カード等による WAON POINT 利用取引が発生した場合に、乙が甲に対しこれら不正取引の状況等に関する調査の協力を求めたときには、甲は誠実に協力するものとする。

第34条（返品等の取扱い）

1. 甲は、WAON POINT 利用取引に関して返品及び不正取引その他の事由により WAON POINT 利用取引の取消しを行う場合、取消しに関する電子情報を WAON POINT システムにアクセスできる機器により、乙の指定する情報処理センターに送信することで、WAON POINT 利用取引の取消し処理を行うものとし、WAON POINT 会員に対して直接 WAON POINT 利用取引金額相当額の返金を行わないものとする。ただし、当該取消しは、甲が WAON POINT システムにアクセスできる機器により送信した WAON POINT 利用取引の取消しに関する電子情報を、乙の指定する情報処理センターが受信し、正常に処理されたときに完了するものとする。
2. 前項の場合、乙は、甲に対して取消し処理がなされた当該 WAON POINT 利用取引に係る WAON POINT 利用取引金額の支払い義務を負わないものとする。
3. 第1項の場合、取り消された WAON POINT 利用取引に係る WAON POINT 利用取引金額が既に支払われている場合は、甲は、乙に対して、当該 WAON POINT 利用取引金額を返金するものとする。当該返金債務は、原則として第32条第2項に基づき相殺により精算されるものとし（精算される期日は乙が定めるものとする。）、相殺により精算できない場合は、甲は、乙に対して、乙の指定する支払期日及び支払方法により返金するものとする。
4. 甲は、不正取引に基づく WAON POINT 利用取引があった場合は、第33条1項に基づき、当該 WAON POINT 利用取引の取消しを行わなければならない。

第35条（本契約に適合しない WAON POINT 利用取引の処理）

1. WAON POINT 利用取引が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、乙は甲に対し、当該 WAON POINT 利用取引に係る WAON POINT 利用取引金額の支払い義務を負わないものとする。ただし、本項第3号に該当する場合で、乙が当該 WAON POINT 利用取引に関する WAON POINT 利用取引金額の支払いを承認したときはこの限りではない。
 - ① WAON POINT サービス規約、本契約第27条及び第29条の規定に違反して WAON POINT 利用取引を行ったとき
 - ② WAON POINT 利用取引が禁止されている場合にもかかわらず、WAON POINT 利用取引を行ったとき
 - ③ 第27条第2項に基づき、WAON POINT 利用取引情報の送受信が行われなかったとき
 - ④ 故意又は重過失により不正取引に対して WAON POINT 利用取引を行ったとき
2. 乙が第32条第2項に従い甲指定の金融機関口座に WAON POINT 利用取引金額を振り込んだ後に、当該 WAON POINT 利用取引金額に係る WAON POINT 利用取引が前項各号の事由に該

当することが判明した場合は、甲は、直ちに乙の指定する方法により当該 WAON POINT 利用取引金額を乙に返還するものとする。なお、甲及び乙の間で協議の上、次回以降の WAON POINT 利用取引精算金から当該 WAON POINT 利用取引金額相当額を差し引くことにより、精算することもできるものとする。

3. 乙が、WAON POINT 利用取引について第 1 項各号の事由のいずれかに該当する可能性がある
と認めた場合には、乙は、調査が完了するまで当該 WAON POINT 利用取引に係る WAON POINT
利用取引金額の支払いを留保することができるものとし、この場合、乙は当該留保期間中の遅延
損害金の支払いを免れるものとする。
4. 前項の調査開始より 30 日を経過しても第 33 条第 1 項及び第 1 項記載の各事由のいずれかに該
当する可能性が解消しない場合には、乙は当該 WAON POINT 利用取引 における WAON POINT
利用取引金額の支払い義務を負わないものとする。なお、この場合においても乙は調査を続ける
ことができるものとする。
5. 前項後段の規定により引き続き調査を行ったときで、当該調査が完了し、乙が当該 WAON
POINT 利用取引に係る WAON POINT 利用取引金額の支払いを相当と認めた場合には、乙は、
次回以降の WAON POINT 利用取引精算金に当該 WAON POINT 利用取引金額を加算すること
により精算するものとする。

第 3 章 WAON POINT 付与加盟店

第 3 6 条 (WAON POINT 付与取引の開始日)

甲（本章において甲とは「WAON POINT 付与加盟店」のことをいう。）は、乙が別途定める日を
開始日として、WAON POINT 付与取引を行うことができる（ただし、2023 年 9 月 30 日までの間は、
WAON POINT と甲の商品又は役務との交換の委託業務として WAON POINT 付与取引を行う。）。ま
た、甲は、乙が加盟店向けに提供する「WAON POINT 分析サービス」（サービスの内容及び利用手続
等については乙が別に定める。）を利用することができる。

第 3 7 条 (WAON POINT 付与取引)

1. WAON POINT 発行者は、WAON POINT 会員が WAON POINT 取扱店において商品等の購
入及び役務の提供を受ける際に WAON POINT カード等を提示した場合、WAON POINT サービス
規約に基づき WAON POINT を WAON POINT 会員に付与するものとする。
2. WAON POINT 付与取引は、乙が指定する支払い手段による WAON POINT 取扱店における
全ての商品等の購入及び役務の提供を対象とする。ただし、乙が WAON POINT の付与をしないと
別途指定した商品等、法令上、WAON POINT の付与が出来ない商品等に関する取引は除くも
のとし、商品等が法令上、WAON POINT を付与することが出来る商品等であるか否かについて
は、甲が自己の責任において判断を行うものとする。
3. 甲は、WAON POINT 付与取引を行う際は、WAON POINT システムにアクセスできる機器に
て商品等の取引代金に関する電子情報（以下「WAON POINT 付与情報」という）を乙の指定す
る情報処理センターに送信するものとし、WAON POINT 発行者は当該情報に基づき取引代金に
0.5%を乗じて得た数（小数点以下切捨て）の WAON POINT の付与を行うものとする。
4. 甲及び乙が別途合意した場合においては、前項に定める WAON POINT の付与に加え、WAON

POINT 発行者は、当該合意に基づくボーナスポイントの付与を行うものとする。

5. 甲は、WAON POINT 付与取引にあたっては、WAON POINT 会員に対し、当該取引において付与された WAON POINT 及び取引後の WAON POINT 残高をレシート表記等により明示するものとする。
6. WAON POINT カード等の破損、WAON POINT システム又は WAON POINT システム端末等の WAON POINT の付与に必要な機器の故障、停電その他のやむを得ない事由により、乙が WAON POINT の付与を行うことが出来ない場合があることを、甲はあらかじめ承諾するものとする。なお、WAON POINT 付与に必要なシステムやネットワーク障害時には、甲及び乙は速やかな復旧に向けて協力し合うものとする。
7. 前項の場合、故意または重大な過失がない限り乙、WAON POINT 発行者及び WAON POINT カード等発行者は、甲に対して損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。
8. 乙は、甲の責めに帰すべき事由により WAON POINT 付与取引が適正に行われず、これにより損害を被った場合は、甲に対して損害賠償を請求することができる。

第38条 (WAON POINT 付与費用等の精算)

1. 甲は、(1) 毎月 25 日 (同日が金融機関の休業日にあたる場合は前営業日) に前月 1 日から前月末日までの期間において前条に基づき乙が WAON POINT 発行者が WAON POINT 会員に対して付与した WAON POINT に相当する金額 (次項で定義する。) を WAON POINT 付与費用、(2) 同期間の WAON POINT 付与取引の取引金額に本契約記載の割合を乗じて得た金額 (小数点以下切捨て) を加盟店手数料、(3) 同期間に付与されたボーナスポイントに 0.1% を乗じて得た金額 (小数点以下切捨て) を付与手数料とし、これら (1) ~ (3) の合計額を乙指定の金融機関口座に振込むことにより支払う。なお、振込みにかかる手数料は甲の負担とする。
2. 前項に規定する WAON POINT に相当する金額について以下の通りとする
 - ① 本契約締結日より 2023 年 3 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの期間: 1 ポイント=0.91 円 (小数点以下切捨て、消費税不課税)
 - ② 2023 年 10 月 1 日以降: 1 ポイント=1 円 (消費税不課税)
3. 乙は、甲に対して前 2 項から算定する WAON POINT 付与費用、加盟店手数料及び付与手数料を毎月 10 日迄に書面又は記録媒体、データ伝送にて通知する。
4. 甲は、乙から前項に基づく通知がされた際には、直ちにその記載内容を確認するものとする。甲は、通知を受領した日から 7 日以内に通知の内容について乙に対して異議の申し出をすることができ、甲からかかる期間内に異議の申し出があった場合は、直ちに甲乙間で対応を協議したうえ、必要に応じて精算するものとする。なお、甲が通知を受領した日から 7 日以内に異議の申し出がない場合には、乙は、甲が通知の内容を異議なく承認したものとみなすことができる。
5. 乙は、別途意思表示をしなくとも、前項の支払期日において、乙の甲に対する前項の WAON POINT 利用取引に関する債務及びその他債務と、甲の乙に対する本契約、クレジットカードに関する加盟店契約及び電子マネーに関する加盟店契約に基づく債務並びにその他一切の債務とを相殺することができ、相殺後も前項の支払債務が残存するときは、乙は、甲に対して、前項に基づいて相殺後の WAON POINT 利用取引精算金の残額を支払う。また、甲が WAON POINT 利用加盟店である場合、第 1 項の甲の WAON POINT 付与費用、加盟店手数料及び付与手数料の

支払債務の全部又は一部は、第 32 条第 2 項の相殺により、WAON POINT 利用取引精算金から、これらの債務相当額が控除されることにより、消滅する。

6. 前項の規定による相殺により甲の乙に対する支払債務の全部が消滅しない場合は、以下の順序で相殺されるものとする。

第 1 順位 加盟店手数料

第 2 順位 付与手数料

第 3 順位 WAON POINT 付与費用

第 39 条（返品等の取扱い）

1. 甲は、WAON POINT 付与取引に関して不正取引及び返品その他の事由により WAON POINT 付与取引の取消しを行う場合、取消しに関する電子情報を WAON POINT システムにアクセスできる機器により、乙の指定する情報処理センターに送信することで、WAON POINT 付与取引の取消し処理を行うものとする。ただし、同取消しは、甲が WAON POINT システムにアクセスできる機器により送信した WAON POINT 利用取引の取消しに関する電子情報を、乙の指定する情報処理センターが受信し、正常に処理されたときに完了するものとする。
2. 前項の場合、甲は、乙に対して当該 WAON POINT 付与取引に係る WAON POINT 付与費用の支払い義務を負わないものとする。但し、前項の取消しにより取消しを行う WAON POINT 付与対象取引を行った WAON POINT 会員の WAON カード等に記録された WAON POINT の残高が零を下回ることとなる場合には、当該零を下回る額については、第 33 条 1 項に基づき、当該甲は WAON POINT 付与費用の支払い義務を免れないものとする。なお、甲は、前項の場合でも、加盟店手数料及び付与手数料の支払義務を免れない。
3. 第 1 項により WAON POINT 付与対象取引が取り消されたとき、当該 WAON POINT 付与対象取引に係る WAON POINT 付与費用が既に支払われている場合は、乙は、甲に対して、当該 WAON POINT 付与費用を返金するものとする（前項但書の場合を除く。）。当該返金債務は、原則として第 32 条第 2 項に基づき相殺により精算されるものとし（精算される期日は乙が定めるものとする。）、相殺により精算できない場合は、乙は、甲に対して、乙の指定する支払期日及び支払方法により返金するものとする。ただし、甲及び乙で別途定めたときは、この限りではない。

第 40 条（準用）

前章の第 28 条、第 29 条、第 31 条、第 33 条第 1 項及び第 4 項は、本章に準用する。この場合、「WAON POINT 利用取引」は「WAON POINT 付与取引」と読み替える。